

第70号議案

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

氏名 山 本 信 幸

住所

氏名 吉 原 孝

住所

令和5年5月11日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

市議会議員のうちから監査委員として山本信幸氏及び吉原孝氏を適任者と認め選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参 照」

## 地方自治法

第195条第2項 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市及び町村にあっては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

第196条第1項 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

第196条第6項 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあっては2人又は1人、その他の市及び町村にあっては1人とする。

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

## 地方自治法施行令

第140条の2 地方自治法第195条第2項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。

## 長崎市監査委員条例

第 2 条 議員のうちから選任する監査委員の数は、2 人とする。